

行政調査報告書

- 山形県警察本部
- 宮城県警察本部
- 国土交通省東北地方整備局

令和元年 11 月 14 日（木）～15 日（金）

大阪維新の会大阪府議会議員団

◇視察の目的

（交通事故防止対策、農作物被害対策、特殊詐欺対策）

少子高齢化が進む中、高齢者が関係する交通事故や高齢者が巻き込まれる特殊詐欺被害などの犯罪の割合が増える傾向にある。高齢化が著しい東北諸県では、特に高齢者向けの事件・事故対策に力を入れて取り組んでおり、一定の成果をあげている。

また、農業を主要産業とする東北諸県では、農作物の盗難被害の状況も深刻であり、地元農協などと協力しながら、特色のある取り組みを行っている。

今回、山形県と宮城県の先進的な取り組みを視察することで本府の行政運営の参考にするものである。

（犯罪被害者支援の取り組み）

様々な犯罪が跡を絶たないが、犯罪に巻き込まれた被害者や家族への社会の理解・支援は十分なものとはいえず、犯罪被害者等の権利保護や人権意識が高まっていく中、犯罪被害者や家族を如何に支援していくかは、大阪府にとっても重要な課題である。

今回訪問する山形県、宮城県では、全国に先駆けて犯罪被害者を支援する条例を制定し、きめ細かな対応を行っていることでも知られている。

山形県と宮城県のこれまでの取り組み内容や成果を視察することで、本府が今後構築する予定の犯罪被害者支援施策の参考にするものである。

（東日本大震災及び令和元年台風第 19 号に係る災害対応）

南海トラフ等の大規模災害の発災が懸念されている中、それに対する備えは待ったなしの状況となっている。国土交通省東北地方整備局は、東日本大震災や昨年の台風災害の対応で中心的な役割を果たし、様々なノウハウが集積されていることから、一連の災害対応の経過や今後の取り組み、課題などを調査し、府政運営の参考にするものである。

◇視察期間

令和元年 11 月 14 日（木）～15 日（金）

◇視察参加者

和田 賢治（団長）
岩木 均
久谷 眞敬
西林 克敏
やまのは 創

河崎 大樹 計6名（随行なし）

◇視察先

《第1日目／11月14日（木）》

○山形県警察本部（山形県山形市松波 2-8-1）

《第2日目／11月15日（金）》

○宮城県検察本部（宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1）

○国土交通省東北地方整備局（宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1）

◇視察日程

○11月14日（木）

11：00 伊丹空港集合

11：50 伊丹空港発（JAL2235便）

13：05 仙台空港着 ※借上げジャンボタクシーで移動
（昼食）

14：30 **山形県庁**（山形県山形市松波 2-8-1）

（調査事項）担当：山形県警察本部交通部交通企画課 奥山 悟氏 ほか
Tel.022-717-8443

①クラウドGISを活用した「交通事故状況公開システム」の運用について

②犯罪被害者支援に係る取り組み、条例化について

③農作物盗難防止の取り組みについて

④特殊詐欺防止の取り組みについて

16：00 視察終了 ※借上げジャンボタクシーで移動

17：00 市内のホテルにて宿泊

○11月15日（金）

9：00 ホテル出発 ※借上げジャンボタクシーで移動

10：00 **宮城県庁**（宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1）

（調査事項）担当：宮城県警察本部刑事部刑事課犯罪被害者支援室長 藤木 洋二氏
Tel.011-807-4667

①農作物盗難防止の取り組みについて

②犯罪被害者支援に係る取り組み、条例化について

③高齢者ドライバーによる交通事故防止対策について

11：30 視察終了 ※借上げジャンボタクシーで移動
（昼食）

13：00 **国土交通省東北地方整備局**（宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1）
（調査事項）担当：総括防災調整官 成田 秋義氏
Tel022-225-2171
○東日本大震災及び令和元年台風 19 号に係る災害対応について
（リエゾン活動に関する内容を含む。）

14：30 視察終了 ※借上げジャンボタクシーで移動

17：20 山形空港着

17：55 山形空港発（JAL2211 便）

19：10 伊丹空港着（解散）

◇視察の内容

【山形県庁】

日 時：令和元年 11 月 14 日（木）14 時 30 分～16 時 30 分

場 所：山形県庁議会南棟 2 階 第 1 会議室

視察内容：①クラウドGISを活用した「交通事故状況公開システム」の運用について
②犯罪被害者支援に係る取り組み、条例化について
③農作物盗難防止の取り組みについて
④特殊詐欺防止の取り組みについて

説明者等：①山形県警察本部交通部交通企画課
奥山 悟 交通事故等分析（兼）交通安全対策室長
②山形県警察本部警務部警務課
水田 潔 警務部理事官（兼）課長
③山形県警察本部生活安全部生活安全企画課
佐藤 景三 生活安全部参事官（兼）課長
④山形県警察本部生活安全部生活安全企画課
佐藤 景三 生活安全部参事官（兼）課長

①クラウドGISを活用した「交通事故状況公開システム」の運用について

（概要説明）

山形県における交通情勢及び交通事故の状況について。山形県の特徴は4つ。

①1点目は、自家用自動車に過度に依存していること。世帯当たりの自動車台数は福井県に次いで全国2位。②自動車優先意識が高い点。JAFが行った調査（信号機のない交差点において歩行者がいる状況でどれだけ車が止まるか？）によると、昨年の山形県は全国平均より低かったが、今年になって改善してきている。③ドライバーの高齢化率が高い

こと。④飲酒運転が出やすい環境にあること。これは、人口 10 万人あたりの代行事業者及び随伴自動車の数が全国平均よりも低いことからいえる。



（山形県警察本部担当者から県下の交通事故の状況について説明聴取）

交通事故の状況について、過去5年間の推移を見ると、交通事故の負傷者及び発生件数ともに、いずれも減ってきている。様々な対策が功を奏して大きく減ってきているが、車対歩行者の事故の減少率は低く、歩行中の事故における死亡者数は減っていない。高齢者が事故死亡者の中で6割以上を占めている。

人口 10 万人あたりの交通事故発生件数は非常に高く、全国的には上から8番目。今年は少し下がって9番目である。因みに、大阪の交通事故発生件数は、多い方から 10 番目、人口 10 万人あたりの死者数は 45～46 番目と聞いている。

クラウド GIS を活用した「交通事故状況公開システム」の運用について。平成 29 年 11 月から運用を開始したところ。東北6県の中では、岩手県、福島県に次いで3番目の導入。

最初は山形県警のHPからアクセスする。最初に、交通事故発生状況のマップが出てくる。次に「山形県警察交通事故発生状況マップ」、その次に「山形県警察本部マップギャラリー」が出てくる。それぞれのマップで該当エリアを指定して、必要な情報を閲覧するシステムになっている。他には、「周辺の交通事故発生状況マップ」、「交通事故状況のダッシュボード」、「毎月の交通事故発生状況」などのマップのメニューがある。

「山形県警察交通事故発生状況マップ」のマップ上には交通事故の死亡事故（赤）、軽傷事故（黄）、重傷事故（緑）の区分があり、地図上に丸印で表記されている。丸印をクリックすると、該交通事故の発生類型（人対車、車相互、車両単独）、発生年月日、発生時間帯、当事者の年齢（20代、30代等の区分）などがわかるようになっている。

「周辺の交通事故発生状況マップ」では、学校や勤務先を中心に半径1キロメートルから10キロメートルまでの事故の発生状況がわかるようになっている。「交通事故状況のダッシュボード」は、使い勝手が悪く、まだまだ改善の余地がある。発生年、市町村、類型などによってグラフで表示されるようになっているもの。「毎月の交通事故発生状況」は、各月の発生状況の移り変わりが、スライド形式でわかるようになっているもの。スマホ対応の情報もある。

こういったシステムを導入した効果として、①一般ドライバー誰もが自由に閲覧して安全運転の参考にできるということ。②企業や学校での安全運転講習や通学路の事故防止に活用できるということ。③道路管理者による道路の維持・管理に活用できるということ。

当県の課題として、最初に事故を登録する必要があるということ。登録した事故をエクセル等に変換して、GISを利用した公開システムにのせるためにデータを作らなければならないが、当県の交通登録システムにはGIS機能がないので、別なシステムから拾って手作業で移している。現在、令和4年度からの新しいシステムの導入に向けて県当局と協議中。

（質疑応答）

Q：①29年～30年と増加傾向だった交通事故が現在は減少しているということだが、どのような要因によるものか。②マップ上の死亡事故の赤い点は、遺族には思い出したくないと思うが、遺族から秘匿して欲しいといった要望はないのか。

A：①警察本部と道路管理者が緊密に情報交換している点大きい。情報交換にとどまらず、一緒に現場視察も行っている。その際は地元住民にも声をかけている。②そういった問題はあるかと思うが、事故を繰り返さないためにも情報を公開することは必要こと。遺族側からそういった具体的な要望はない。

Q：このシステムは平成29年11月から導入されたということだが、これまでにどのくらいのアクセスがあったのか。

A：そのデータは今手元にないので、後日回答したい。

Q：通学路の安全対策への活用について。非常に有効な話だが、住民への周知はどのように取り組んでいるのか、

A：警察本部のHPや各警察署のHPに掲載している。

Q：山形県は全国で6番目に高齢者率が高いということだが、現在どのような取り組みを行っているのか。

A：高齢化率が高い点については、警察官や交通安全協会スタッフによる高齢者の世帯訪問を継続している。当県独自に高齢者交通安全推進委員を県内で約100人委嘱しているが、そ

ういった人とも連携して実施している。昨年 12 月からは今年の 10 月で全高齢者世帯を訪問した。その中で、夜間事故に有効な夜間反射材を配布し、活用を呼びかけた。今は 2 順目に入ったところ。また、交差点横断時の 2 度確認も進めている。死亡事故が減少したのは、こういった地道な取り組みが功を奏したと考えている。

Q：民間会社との連携はないのか。

A：各県に安全運転管理者協会という組織がある。ある一定台数以上の車を会社で使用している場合、安全運転管理者の専任が必要。その人達が各地区に安全運転管理者協議会という組織をつくり、県レベルで協会を構成している。本部と協会、警察署と協議会で連携し、各企業へ安全運転の呼びかけを行っている。交通死亡事故の発生情報等は、本部から各警察署に、各警察署から各協議会を経て各企業に情報を流している。緑ナンバーの企業とも連携している。

Q：システムの導入費はどのくらいか。免許証返納制度の取り組み状況は如何に。

A：市町村の協力を得てタクシー券回数券配布など返納者への優遇措置、タクシー協会と協議して利用料 1 割引き等の優遇措置を実施している。ドライブレコーダーを利用した高齢者向けの安全運転教室を実施している。また、認知機能に問題がある人への返納呼びかけを行っている。システムは 5 年間のリースで、1 年間 26 万円の支援費用がかかっている。システムの構築には 300 万円弱程かった。

②犯罪被害者支援に係る取り組み、条例化について

（概要説明）

本県における犯罪被害者の支援のための条例制定のプロセスとして、まず、知事部局の関係各課長会議、担当者レベルの打ち合わせ会議を重ね、庁内及び県警の合意形成を進め、これと並行して大学教授、医師、弁護士、民間団体、被害者・遺族、事業所等からなる有識者懇談会を設置して活発に議論してもらい、条例の必要性を盛り込んだ報告書を知事に提出した。その後、市町村からの意見聴取、パブリックコメントによる県民からの意見募集等の実施を経て、条例案を議会に上程して承認された。施行は平成 22 年 3 月。

犯罪被害者支援に特化した条例としては、宮城県、神奈川県に次いで 3 番目。本年 10 月現在では、19 の都府県で制定されている。

山形県の条例の特色としては、犯罪被害者等基本法や先行した都府県にない特色としては 3 点程。①基本理念に個人情報の保護を盛り込んだこと。犯罪被害者救済を進める中で、被害者の個人情報に触れることが多いと思うが、犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、名誉や生活の平穏を害することがないように支援者に求めるものである。

②県に市町村が行う支援に連携、協力することを求めていること。県と市町村は独立した自治体なので、市町村に新たな義務を課するような条項は条例に盛り込んでいないが、途切れることなく犯罪被害者救済を図っていくためには、住民に身近な自治体である市町村が果たす役割は大きいものがある。そこで、市町村が犯罪被害者救済の施策を実施する場合は、県が協力することを盛り込んだもの。

③事業者の役割を規定したこと。犯罪被害者が被害を受けた以前と同じように働ける環境を整備することを求めたもの。被害者自身が自分の生活を支えるためにも、社会の一員として活動していくためにも重要。従業員を抱える事業主は、被害者の置かれている状況をよく理解して、犯罪被害者が犯罪被害をうけたことに起因してやむを得ず休暇を取らなければならないときは、それを理由とした解雇や本人の意思に反した異動などはしないように求めている。事業活動を行うにあたって、犯罪被害者に接する機会があった場合、2次被害が生じないよう従業員を指導することも期待している。

条例化を含む主な取り組みについて。山形県犯罪被害者等支援推進計画による施策を推進している。条例に基づく施策を総合的・計画的に推進していくため、5か年計画を策定し、見直しを図りながら各種施策を実施している。

条例の各条項を実施するため、知事部局と県警が役割を分担しながら、施策を実施している。警察本部としては、犯罪被害者等に直接関与する警察官や民間ボランティアに対して、継続的に研修を実施している。

その他、民間団体である、犯罪被害者支援センターの財政基盤を強化するため、年間200万円の補助金を交付しているほか、寄付型自動販売機やワンクリック募金等を実施している。寄附型自動販売機は各警察署に設置されているが、1回あたり5円が寄付される仕組みになっている。センターの働きかけもあり、現在の設置台数は144台程。これにより、30年度は約300万円程の寄付が集まった。

ワンクリック募金は、センターのホームページから協賛企業のパナーをクリックすると、1クリックあたり10円が協賛企業から支払われる。これには上限があり、いくらクリックしても月3000円が限度になっている。

事業所に対する出前教養について、民間企業である銀行や消防職員等に対して2次被害防止に向けた教養を行っている。犯罪被害者が医療機関で受診する場合や自宅からホテルなどに避難する場合、一定の条件下で公費から補助している。平成30年度は、初診料9回、精神科診察料37回、診断書3回、一時保護施設の借上げで1回。県費から23万4千円支出している。

学生ボランティアを活用した広報啓発活動として、今年はデザイン系専門学校2校に協力を依頼し、ポスターなどの広報物を作成してもらった。作成にあたっては、実際に犯罪被害者の話を聞き、イメージをもってもらった。こういった取り組みは、就職活動で自己PRする際のプレゼントに活かせるので、学生にもメリットがある。

知事部局としては、市町村による犯罪被害者相談窓口の設置を呼びかけ、現在は全ての市町村に犯罪被害者の相談窓口がある。また、平成28年4月、性暴力被害をサポートするワンストップセンターとして、犯罪被害者相談センターの中に性暴力被害者サポートセンターを設置した。被害者相談センターは、月曜日から金曜日まで、午前10時から午後9時まで開所している。

市町村の担当者は、人事異動によってかわっていくので、業務に不慣れな職員に対して、被害者支援の必要性や2次被害の防止策について、毎年研修を実施しているほか、市町村や警察署にマニュアルも配布している。

全国犯罪被害者集会の開催にあわせて、県とセンター主催で毎年、犯罪被害者支援県民の集いを開催している。今年は11月27日、山形国際交流プラザで開催。



（山形県議会ギャラリーにて）

（質疑応答）

Q：平成22年3月に条例が施行されて以降、条例違反の認定件数は何件か。

A：罰則は盛り込んでおらず、条例違反件数としてはカウントしていない。県警では、被害者支援の対象事件を規定している。条例では、殺人事件、交通死亡事故、全治1か月以上の傷害事件など、全治3か月以上の事故など支援の対象事件を決めているほか、センターでも電話相談を受けており、そういった件数はわかる。

Q：体に受けた傷だけでなく、心の傷のケアも大切だと思う。包括的な支援が必要ではないか。

A：心の傷については、被害者支援室にもセンターにも臨床心理技術者の資格をもった人間を配置している。心のケアについても支援を続けている。数年前の事件でも本人が立ち直るまで話を聞いている。

Q：再被害の防止は大切だと思うが、DVや虐待の再被害の防止効果は出ているのか。

A：担当課が違うので、具体的な効果検証の数字は現在持っていないが、避難先の確保等に関しては、ビジネスホテルの確保等に係る補助金等の公費確保を行っている。

Q：先程説明があった精神科の治療費は1例だけか。

A：1例だけ。県警察の予算から執行した。

Q：平成22年から施行し、第1次計画から第2次計画、次は第3次計画に移行するということだが、変更点は何か。また、県主催の研修会はどのくらいの頻度で実施しているのか。

A：計画の基本フレームは第1次から変わっていない。条例の改正にあわせて細かな修正を行うが、一番大きな変更点は性暴力被害者サポートセンターを設置したこと。国の基本計画の変更にもあわせて計画の見直しを行っている。

民間向けの研修では、銀行の新入行員や幹部職員を対象に、消防学校にも年2回くらい行って研修会を行っている。被害者支援センターで支援にあたる人には、年間80時間の研修を義務づけている。市町村には知事部局から年1回研修会を実施している。

③農作物盗難防止の取り組みについて

（概要説明）

山形県で全国1位のものは、世帯当たり自動車の保有台数、3世代同居率、中華そば喫食率のほか、サクランボ、洋なし（ラフランス）、サトイモ、わらびの出荷量も全国1位となっている。サクランボの年間出荷額は368億円、白米は800億円。農業は山形県の主要産業である。

山形県の農作物の盗難防止対策の歴史は平成17年から。サクランボの盗難が多いことからJA、県、警察、生産者の4者の協議が始まった。それほど古くから取り組んでいる訳ではない。

平成20年から30年までの年間盗難事件認知件数は、最小で1件、最大で7件といったところ。サクランボは県のほぼ全域で生産されており、リンゴを含めて道を歩けば手の届くところにサクランボがある。

重大事件の少ない山形県では、農作物盗難被害事件はトップニュースになる。生産者が涙ながらに訴える光景はインパクトが大きい。被害額は最小で2万4千5百円、最大で128万円。これもサクランボの盗難事件である。本年はまだ被害が生じていない。

その他の農作物盗難被害として、平成30年はブドウのシャインマスカット9万円が1件、平成29年はリンゴの苗木が6本盗まれ、平成26年はスイカが63個盗まれた。

山形県の農作物盗難被害防止対策本部は、平成17年の4月に発足した。JAが音頭をとって対策本部ができた。それ以来、毎年継続的に会議を行っている。県、JAグループ、県警本部、各警察署、農作物の生産市町村などが構成メンバー。目的は被害の未然防止である。会議は毎年1回開催。

具体的には、JAグループを中心に青いサイレンをつけたパトカー（青パト）によるパトロールや生産現場での幟の設置などを行っている。

青パトの防犯パトロールについては、JAグループ独自で6団体63台の青パトがある。

山形県は青パトが盛んな土地で、県全体では 2241 台の青パトがある。ＪＡ以外にも様々な青パトがあり、生産農家が加盟する防犯協会での独自青パトもある。警察署による青パトでは人身事故対策、物損事故対策、夜間警邏等を行っている。舗装道路だけではなく、サクランボの園地なども巡回するように指導している。寒河江では田圃の農閑期に圃場をつぶしてサクランボを集中して栽培している農家が多く、サクランボは「赤い真珠」といわれ、非常に儲かっている。

盗難防止の幟はＪＡで作成し、あちこちに掲示している。盗難防止の腕章は寒河江警察署で提案したもの。広い園地では泥棒なのか、生産者なのかかわからないので、職務質問もできない。生産者には腕章を携帯してもらうルールづくりをして、泥棒と生産者の差別化を図っている。毎年恒例で青パトのＰＲを行っており、その成果で最近は目立った盗難被害がない。

④特殊詐欺防止の取り組みについて

（概要説明）

全国では、昨年 365 億円、一昨年は 390 億円の特殊詐欺被害が生じている。その前は 4 年連続で 400 億円を超える被害が生じた。山形県では、今年 10 月末現在で 35 件、2 億 500 万円の被害があった。昨年より 1 億 5 千万円増。平成 23 年から 8 年連続で 1 億円を超えている状況で高齢者が多い。

昨年末実施したアンケート結果から様々なことがわかった。被害を受けた 46 名全員からアンケートをとった。特殊詐欺の手口を知っていたにもかかわらず、だまされた人ばかりだが、犯人と直接話をしたという共通性がある。幾らノウハウを知っていたとしても決め手にはならないということがいえる。そこで、犯人と話さない対策、在宅電話を留守電対応にする対策を進めた。昨年の 12 月から今年の 10 月までの間に 65 歳以上の高齢者が住む全ての世帯約 21 万世帯を 1 件 1 件訪問し、常時留守番電話設定するように説得活動を行った。65%の世帯が同意して留守番電話設定にしてもらった。

県民のディフェンス力向上に向けた取り組みとして、山形県警からのメール配信ネットワークサービス登録（110 ネットワーク）にも積極的に取り組んでいる。10 月末現在で 35 万の登録がある。この半年で 1 万 5 千人登録が増えた。犯人からの電話（アポ電）があると、認知してから 1 時間以内にその事実が登録者に一斉メール配信される。

今は高齢者世帯への 2 順目の説得活動に入っている。留守番電話機能のない電話もあるが、今は 5000 円くらいで購入できるので、機能付きの電話機を購入するよう説得している。山形県警の取り組みは、NHK 報道番組でも取り上げられ、特殊詐欺対策に有効であると宣伝してもらい、県民の関心も大いに高まった。

各種組合との連携も強めている柔道整復師組合、美容師組合、理容師組合 3 団体と覚書を締結して連携している。この 3 団体はお客さんと 1 対 1 で比較的長時間話をする業種なので、コミュニケーションをとるため仕事中に話をしてもらっている。

留守番電話の設置率の数字をもっと増やすため、役所、団体、企業などにも「安全・安心守り隊」の活動を進めている。主な活動内容は 5 つ。① 110 ネットワークへの加入促

進、②山形県警察の特殊詐欺被害防止対策、③夜光反射材による死亡事故減少対策、④災害警報への早期避難、⑤施錠による住宅侵入窃盗対策、などのを 15 分程度の時間を使って説明するようお願いしている。誰が訪問しても同ような話が 15 分で簡潔にできるよう研修を行っている。

成果として、昨年の 12 月から始めた常時留守番電話設定の取り組みであるが、設定した世帯からは 1 件も特殊詐欺被害が生じていない。今までにアポ電情報は 606 件来ているが、犯人は 8 割 5 分非通知であり、折り返し電話されても困るので、留守番電話が流れた瞬間に電話を切って次のターゲットに向かう。そういったことから常時留守番電話設定にした世帯から被害が生じることはない。

110 ネットワーク加入数は大きく増え、常時留守番設定率も大幅に増えている。今年前半でアポ電通報件数も大きく増えたが、下期はアポ電が大きく減少した。9 月は 8 件、10 月は 6 件、11 月は 2 件となっている。

アポ電が入ると、受け子が近くにいるはずなので、警察は受け子配備に入る。山形県人は野暮ったい人間が多いが、受け子は違う雰囲気があるのでわかる。田舎の地名は読み方がわからないことが多いので、地名が読めない人も要注意。タクシー会社とも連携してそういった怪しい人間を見たら通報するようにお願いしている。

（質疑応答）

Q：サクランボの被害が多いということだが、加害者は同業者が多いのか。

A：サクランボ盗難についてはわからないことが多く、検挙に至っていない。

Q：災害などでは、どのくらい被害があるのか。

A：サクランボの収穫は 6～7 月なので、台風などと時期が違う。台風被害はあまりない。

Q：人海戦術で人と人とのつながりを大切にしているようだが、1 順目、2 順目のデータはどのように管理しているのか。

A：全ての家庭に受け持ち交番がある。交番で 65 歳以上の世帯を把握して巡回、記録をつけている。記録は 1 件に 1 枚。それを集計して本部に報告している。受け持ち警察官の技量によって進捗状況は異なる。

Q：今までで最大の被害額はどのくらいか。

A：8000 万円という被害があった。その方は今は亡くなっている。

【宮城県庁】

日 時：令和元年 11 月 15 日（金）10 時 00 分～11 時 30 分

場 所：宮城県議会事務局 5 階会議室

視察内容：①犯罪被害者支援に係る取り組み、条例化について

②高齢者ドライバーの交通事故防止対策について

説明者等：①宮城県警察本部刑務部刑務課犯罪被害者支援室長 藤木 洋二氏

②宮城県警察本部交通部交通企画課交通事故総合分析室長 岩間 健二氏



（宮城県警察本部担当者から県下の犯罪被害者支援の状況について説明聴取）

①犯罪被害者支援に係る取り組み、条例化について

（概要説明）

本県における犯罪被害者支援の状況について。きっかけは昭和 49 年 8 月の三菱重工ビル爆破事件。通行人を含めて死者 8 名、負傷者 376 名の被害があり、これを契機に犯罪被害者給付等の制度が検討されてきた。宮城県では平成 16 年に犯罪被害者支援条例が制定された。

条例は県を始め、関係機関、民間団体、事業者等が連携を図りながら、被害者を総合的に支援するものとなっている。県には被害者等の支援に関する総合的な施策の策定及び計画の実施、国や他の地方公共団体との連携を確保すること、市町村に対しては地方の実情に応じた被害者等の施策の推進、県が実施する被害者等支援の施策に協力すること、県民に対しては被害者等の支援への理解に努めること。それぞれ責務を規定している。

条例第 6 条に規定している犯罪被害者連絡協議会には国や県、市町村等 57 団体が参画している。犯罪被害者支援推進計画の基本計画の策定にあたっては、公安委員会等の附属機関（犯罪被害者支援審議会）から意見をもらって策定。公安委員会で計画を策定し、施策を推進、条例に基づき県議会に報告しているほか、HPで公表している。

今の計画は平成 29 年に改訂。目標として①損害回復・経済的支援、②精神的・身体的

被害の回復、③安全及び平穏な生活の確保、④支援等の体制整備、⑤県民の理解の増進と配慮・協力の確保、5つの項目からなっている。それに関連して21の推進項目を掲げている。

条例に基づき、被害者支援連絡協議会を県レベルで設置して連携を図っているほか、最も身近な自治体・警察署ごとに被害者支援連絡協議会を構築して連携を図っている。各自治体においては、コーディネート機能を活用し、途切れのない支援が求められている現状があり、本年2月までにワンストップ型の総合的対応窓口を県内すべての市町村に設置したところ。今後の中長期的な支援効果が期待されている。

県警察における犯罪被害者支援の現状と課題について。県警では、犯罪被害者支援室を中心に各警察署、高速道路交通警察隊に被害者支援係を設置。捜査現場には、被害者支援の知識を有する担当を多数配置して対応している。

相談対応として、①性犯罪被害に係る相談体制として24時間対応できる専用電話の運用。②病院等への付き添いや新聞報道等による2次的被害の防止、③被害者や家族へのカウンセリングの実施、④経済的負担を軽減する緊急避妊措置料、遺体搬送料、避難場所への避難費用等に対する公費負担、⑤社会全体で被害者を支えることを目的にした中学・高校における「命の大切さを学ぶ教室」の開催や自治体・関係機関との合同による各種講習会の実施、⑥関係機関・団体との会議の開催を通じた情報共有、などを行っている。

県警の施策は、被害発生の初期段階の支援が主な内容になっている。生活支援は警察対応には限界があり、各自治体や関係団体の協力が欠かせない。被害者の同意があれば県警からの情報提供も行っている。日本財団からの支援が縮小しており、財政的には厳しい状況にある。

条例は、文教警察委員会からの提案により平成16年に制定された。知事部局ではなく、県警が受け皿になっているのが本県の特徴である。関係機関・団体は現在は57となっており、相互の連携・協力を図っている。犯罪被害者支援審議会は、医師、弁護士等10名の委員から構成され、計画の策定に際して貴重な意見を頂いている。

重点施策は2点。①各自治体と連携したワンストップ型総合型相談窓口を設置しており、必要な支援をコーディネートできるよう県内すべての市町村で運用を開始した。②性暴力被害に対してワンストップ型の支援ができるよう県、警察、産婦人科医、早期援助団体である宮城被害者支援センターの4者で協定書を締結し、平成26年に宮木被害者支援センターの中に性暴力被害相談支援センターを設置し運用を開始した。

条例制定の結果、関係部署、関係機関等の意識改革による相互の連携ができているが、社会全体に対する広報啓発は今後も継続して実施する必要がある。

（質疑応答）

Q：宮城県は全国初の制定とのことだが、デメリットはあるのか。

A：関係機関、とりわけ市町村との連携は欠かせないが、そのためには知事部局との連携が必要。他府県では知事部局が中心になっていると聞かすが、この点が今後の課題。SNS等への対応については、審議会の意見を聞きながら取り組んでいきたい。

Q：2次的被害の防止の中で、新聞報道の被害防止には具体的にどのように取り組んでいるのか。

A：メディアスクラムと呼んでいるが、被害者の自宅に押し寄せたり、氏名を公表したり、誹謗中傷などが事件発生の初期に発生しうる。報道規制・自粛について要望している。

Q：カウンセリングの回数・期間等はどうなっているのか。：

A：被害者の支援は長期に及ぶ。国の犯罪被害者支援給付法の改正に伴い、カウンセリング期間について1年を3年に、4回を36回に伸ばした。平成30年は29事案、43名に対して120回実施した。

Q：対象者の基準はどうなっている。

A：殺人事件の遺族、交通死亡事故の遺族、性犯罪被害者が対象になっている。給付は診断書、処置料などが対象になっている。

②高齢者ドライバーの交通事故防止対策について

（概要説明）

高齢者を中心とした交通事故対策、GISを中心にした当県の対策を中心に説明する。

当県の交通事故発生状況について。高齢者の交通事故は65歳以上の方が関係して負傷事故が発生したすべての場合を高齢者の交通事故と定義しているが、ここ数年、若干の減少傾向にある。

特徴として4つ。①歩行者の事故遭遇率が高い（2割）、②昼間の発生が多い（8割）、③容疑者運転中の事故が多い（約45%）、④10月以降に多発する傾向。特に夕暮時の道路横断中の事故が多い。

65歳以上の高齢運転者により他人を負傷させた事故の特徴について。①交差点での出合頭の事故が多い（3割弱）。②交差点での発生割合が多い（45%）等々がある。75歳以上になると安全不確認による事故が、全世代平均の倍にも達する。

対策として、参加体験型交通安全教室を実施している、これは、加齢による身体能力の低下を自覚してもらい、現状にあった交通行動を促すのが狙い。本県では、行者シュミレーター4台、自転車シュミレーター4台、反射神経がわかる車両2台保有し、イベントなどで活用している。本年はのべ70回で2,787人の高齢者が体験した。

安全運転サポート車の普及啓発について。最近、衝突被害軽減ブレーキが普及段階にあるが、更なる普及をめざし、自治体等と連携して試乗会を積極的に開催している。9月末で13回開催した。

当県警で交通事故ゼロキャンペーンを行っているが、これは新聞紙面を活用したサポート車の普及をめざすもの。

頻回交通事故者に対する訪問指導について、これは一定期間内に複数の交通事故をおこした高齢者に対して、各警察署の交通課長が個別に訪問し、本人や家族に対して具体的な指導を行い、再発防止を促すもの。今年の7月から、過去1年以内に、人身事故、物損事故問わず、3回以上の事故を起こした75歳以上の高齢者に対して実施している。平成28年に開始してから、述べ1733人の高齢者に対して指導を行った。一部は免許の自

主返納にもつながっている。

宮城交通死亡事故ゼロキャンペーンは、当県独自の取り組みで、平成 26 年 4 月から実施している。河北新報は県内で一番購読率が高い新聞であるが、この新聞の新聞広告を利用して交通事故防止の取り組みを行っているもの。

第 1 回目の新聞掲載では、通学中の小学校 3 年生の子どもを交通事故で亡くした母親の手記を綴ったものを掲載。これは反響が大きく、県民から注目され、第 2 回目につながった。河北新報からは、広告料について協力頂き、安くしてもらっている。協賛企業からの寄付も広告料にあてている。発行部数は 44 万 5 千部程。今までで約 4 億 2 千万円の経費を要した。これまでに全面広告は述べ 32 回、サイズ 5 分の 1 程の部分広告は 140 回程実施している。

地図情報システムの効果的な活用について。導入の経緯として、当県には元々平成 11 年頃にはオフラインのネットワーク事故登録業務があったが、平成 18 年にシステムを再構築し、本庁の交通課だけでなく現場の交番・駐在所でも登録できるように拡大した。平成 26 年には、警察庁の通達で交通事故の高度な分析をするように指示があったため、2 年後に地図上に事故情報や違反情報を表示して視覚的に交通事故分析ができるシステムを構築した。

事故情報と取締情報のクロス分析について。地図上に事故発生場所と取締場所の両方を重ねて表示させて、より効果的な取り締まりを実施するもの。事故が多い場所は重点的な取り締まりが必要になる。このシステムは、地元市議会議員等からの信号機設置要望などに対応できる。

山形県はHPにも掲載しているようだが、宮城県ではそこまでできていない。今後、検討して、よりよい交通事故防止対策につなげていきたい。

（質疑応答）

Q：①訪問個別指導により 157 名の免許の自主返納につながったということだが、宮城県として、免許の自主返納を促す独自の取り組みを行っているのか。②G I S システムの過去のアクセス数はどのくらいか。

A：①免許の自主返納については、各自治体で取り組んでいる。タクシー利用券、自治体が運営するバスの利用券、大型スーパーなどでの割引購入券や温泉入浴券などの配布に取り組んでいる。②県民はシステムを閲覧できないので、県民からのアクセスはないが、何らかの形でデータを提供するようにしている。

Q：自転車は、歩行者に近いのか、自動車の位置づけか。大阪では電動アシスト自転車が普及している。免許を返納しても電動アシスト自転車には乗れる。宮城県ではこれに対する指導は何かしているのか。

A：統計上は自転車は自転車としてカウント。法律上は車と同じ位置づけの乗り物。宮城県は平坦な場所が多く、電動アシスト自転車はそれほど普及しておらず、特段の対策も講じていない。

Q：高齢ドライバーの割合は全体の免許保有者のどのくらいか。

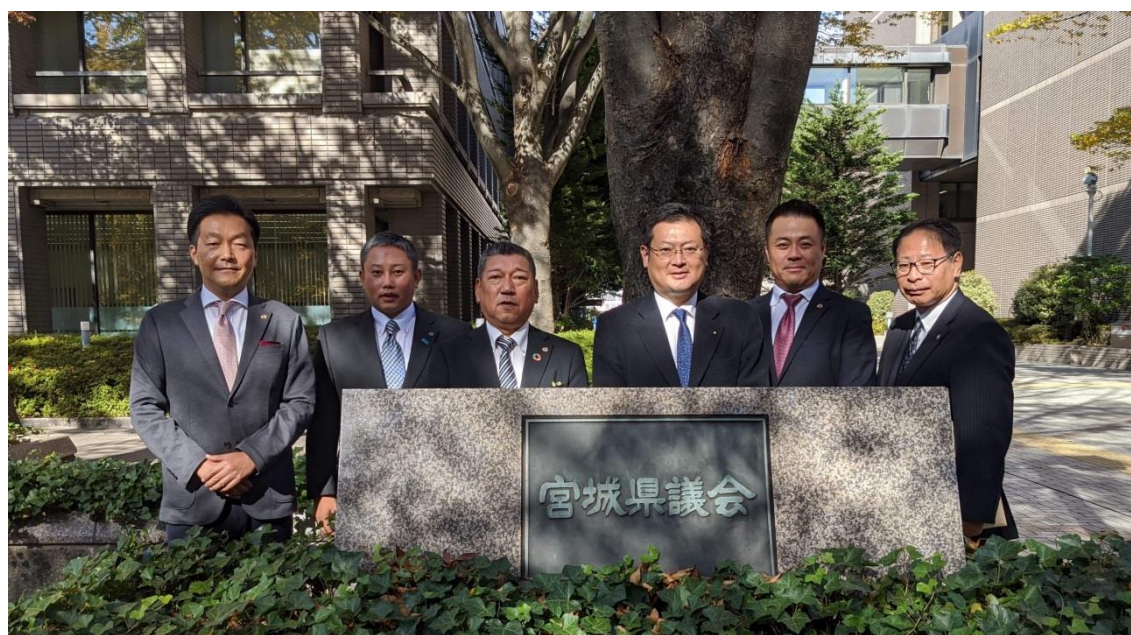
A：高齢者の免許保有者の割合は増えているが、返納者数は増加している。

Q：平成 27 年に訪問指導を行う頻回事故者の要件を 70 歳以上 2 回以上から 75 歳以 3 回以上に緩和しているが、その理由は何か。

A：重大事故は 75 歳以上の方が多いので、対象を絞って、より中身の濃い指導を行うことにしたもの。

Q：キャンペーンの新聞広告は、企業からの協賛金のみで賄っているのか。

A：そのとおり。協賛金の範囲内でやってもらっている。



（宮城県議会庁舎前にて）

【国土交通省東北地方整備局】

日 時：令和元年 11 月 15 日（金）13 時 00 分～14 時 30 分

場 所：仙台合同庁舎 B 棟 13 階会議室

視察内容：東日本大震災及び先般の台風 19 号に係る災害対応について
（リエゾン活動に関する内容を含む。）

説明者等：国土交通省東北地方整備局 総括防災調整官 成田 秋義氏

○東日本大震災及び先般の台風 19 号に係る災害対応について

（概要説明）

この合同庁舎は、平成 27 年に完成した。平成 23 年の東日本大震災の際は少し離れた単独庁舎で対応した。壁に穴が開くなど耐震性に問題があったが、竣工まで何とかしのいで、この場所に移転した。この災害対策室の部屋は面積 300 m²程。月曜日まで全国から

応援にきて詰めてもらい、台風 19 号の対応で忙しかったが、1 か月経過してようやく一段落したので、こうやって視察対応できるようになったところ。

部屋には、55 インチのモニターが 24 面ある。モニターは 9 分割までできる。管内には 3200 か所のカメラがあるが、このモニターで河川などの氾濫の状況をリアルタイムで見ながら対応している。

現在、東北地方整備局には 2,720 名が在籍。東北 6 県に道路・河川・港湾関係の事務を扱う出先事務所が計 40 か所あり、その下には 3~4 人の出張所が 99 か所ある。うち技術系のスタッフは 1,660 名。残りは事務系のスタッフということになる。

東日本大震災から 8 年半が経過した。あの地震はマグニチュードは 9.0 で、平日金曜日の午後 2 時 46 分に発災した。その後も、マグニチュード 5 以上の地震が 1 か月で 400 回以上も来ており、こんなことは未だかつてなく、我々の応急復旧を困難なものにした。津波の最大遡上高さは約 40 メートル。明治の三陸津波は 38 メートルだったが、それを越える津波だった。

遡上高は斜面を登っていく高さだが、最大浸水深さは 18 メートル。釜石では 6 階建てのビルはすべてだめになった。3~4 階程度の高さでは助からない。死者行方不明者は約 2 万 2,000 人となっているが、死者は 1 万 8,500 人程。残りは行方不明となっている。建物 83 万戸のうち、全壊は 13 万戸。我々は公共土木施設を扱っているが、高さ 5~6 メートル程度の海岸堤防は跡形もなく壊れ、津波の影響が内陸に押し寄せることになった。港は津波でコンテナを含めて色々なものが大量に流されてきたが、物資輸送のために機能回復を急いだ。

道路上には、家屋などの諸々のものが散乱し、どこが道路がわからない状況になった。全力で何とか 1 車線を車が通行できる状況にして物資等の輸送に使った。沿岸沿いの道路がすべてやられたので、地元業者等を含めて全 52 チームで内陸から 11 本の楯状の道路を開通させることに全力を傾注し、翌日ようやく開通。救助活動ができるようになった。従って、救助活動が始まったのは、発災後の丸 1 日後である。縦方向の道路は 3 月 15 日ようやく 1 本開通した。

仙台空港は津波でやられたが、排水のためにかなりの排水ポンプ車を導入して、5 日後には滑走路が見えてきて使用できる状況になった。

宮古出張所を例にとって当日の状況を説明する。この出張所では日々道路のパトロール管理を行っており、人員は 3~4 人といったところだが、80 キロの道路延長を管轄。発災は 3 月 11 日。2 日前には予兆があり、準備をしていたのでスムーズに対応できたが、パトロールに出た後、津波で戻れなくなった。

道路を封鎖したが、津波の状況を理解できない人から苦情があり、対応に苦慮した。ありったけの紙に津波の撮影画像をプリントアウトして配布し、理解してもらうことに努めた。パトロール要員はう回路を使ってようやく夜中に事務所に戻ってくることができた。津波の脅威が消えない中、翌朝に道路開通作業を行ったが、業者の作業員には無理をいって作業してもらった。作業中に車内などから遺体が出てくる可能性があるので、警察の協

力は不可欠だった。負傷者を収容するため、市役所前から県立宮古病院までの道路を確保するのが最優先作業として取り組んだ。道路の1車線確保で自衛隊が来るようになってから、作業が飛躍的に進んだ。

瓦礫の撤去等には遺体が出てくることもあり、丁寧な作業が必要だった。5月上旬頃になってようやく道路2車線と歩道が確保できるようになった。太平洋側4県31市町村の被害はほぼ同じ状況だが、日本海側は比較的被害が少なかったため、リエゾン（災害時現地情報連絡員）として、日本海側の事務所のスタッフが6月末まで1週間交代で市町村に応援で出向いた。述べ3,916人が応援に出向いて市長の下で普及に取り組んだ。現地に事務所とスタッフが残っている組織は少なかったため、大車輪の活躍だった。

災害の教訓としていえるのは「備えていたことしか役に立たず、備えていただけでは十分ではなかった。備えてこれを超越せよ。」というのが教訓である。

台風19号について。宮城県丸森町では600mm、年間降水量の半分の雨が1日で降った。東北の河川は整備が進んでいないので、200mmくらいまでしか耐えられない。600mmのうち520mmは12時間で降った。年間の4割が12時間で降ったことになる。

台風19号では関東、北陸でも大きな被害が生じた。死者行方不明あわせて全国で100人が亡くなられたが、うち56人は東北管内で亡くなられた。特に車中での溺死が3割というのが今回の特徴である。

また、140か所の堤防決壊があった。西日本豪雨では37か所と聞いているが、これだけ多くの堤防が決壊した話は聞いちゃことがない。うち東北管内の決壊は87か所、2か所は国が直接管理する河川での決壊である。決壊しなかった堤防でも溢水か所は幾つもあった。

広範囲に浸水したが、浸水面積は約18,300ヘクタール程。低湿地なので自然排水がない。排水のためには排水ポンプ車の導入が必要で、24時間稼働させた。排水ポンプ車は1台で小学校の25mプールを5分で一杯にする能力がある。それが全国に354台あるが、東北には40台。全国から応援を計200台もらい、24時間体制で排水作業を行った。一番の問題は燃料補給だった。

台風19号により岩手、宮城、福島3県で災害救助法の適用になった市町村は104程。うち80の市町村から情報収集したが、26の市町村から道路等の具体的な調査を行った。沖縄、北海道を含めて全国から応援を求めて1日最大74班259人が調査を行ったが、延べにすると約4,500人が1か月に調査を行った。リエゾンは、ブルーシートなどの必要物を調達して市町村に届けた

昨年のおおさか北部地震では、東北からも調査に出向いた。うちからは建築系の職員が3人高槻市に入り、4日間の間に公共建築物の調査を行い、報告書を高槻市長に提出した。

巨大地震の可能性について。首都直下や南海トラフが発災したら、すぐに応援にかけつける準備をしている。備えることが非常に重要だと考えている。



(国土交通省東北地方整備局担当者からの説明聴取)

(質疑応答)

Q：大震災が発災すると、パニックになり、何から手をつけていいのかわからない。どうやって優先順位をつけるのか。

A：東日本大震災の発災当時はたまたま幹部が軒並み在庁し、必要な指示を出してくれた。死亡した職員もいなかった。まずはヘリを飛ばして情報収集を行ったのが大きかった。それによる情報収集から、最初に道路の復旧に取り組む方針が決まった。

Q：局長はどういうキャリアか。

A：本省の道路課長を3月までつとめて、3月にうちに来てから発災した。その後は事務次官を務めて今は退官している。

Q：的確な津波対策は、映像による目視が大きかったということか。

A：圧倒的な水の力の前に逃げるしか手がない。そんな中、地元の建設業者が頑張ってくれた。現在は業者が高齢化して疲弊している状況があり、危機感を感じている。災害が来るのは分かっているので、疲弊していく状況は何とかしたい。

Q：大阪でも、公共事業が減り、建設業が疲弊している状況がある。

A：新しくモノを作る必要はないが、維持管理を行っていくことは重要。本来はあり得ないが、災害時には宿泊費を出してでもスタッフを確保していくことも必要だと思う。

Q：同規模の災害が来た時の被害想定はどのくらいか。

A：数万人単位の死者がでるだろう。太平洋側の地震周期は40年に1回だが、来た地震の規模は想定外だった。変な経験値を持った大人が邪魔して避難の妨げになる。毎回毎回学ぶべきことは多い。

○視察を振り返って

（交通事故防止対策、農作物被害対策、特殊詐欺対策）

G I Sを活用した事故情報の公開システムは、警察行政サイドとして取り締まりの重点地区が視覚的に把握できるだけでなく、一般公開することで通学路の安全確保など様々な用途に活用できる可能性があり、府民自身の安全・安心の更なる向上につながる優れたシステムである。

特殊詐欺被害は大阪府も深刻であり、常時留守番電話設定の取り組みを進めている点は山形、宮城両県と同様であるが、顧客と長時間話をする理容師団体などとの連携協定を締結し、普及啓発を進めている点などはユニークな取り組みである。同様に、農作物盗難対策として実施している青パトは、農業を主要産業とし、担い手農家の多い東北諸県ならではの取り組みである。

防犯・盗難・事故対策等は地域性のある事象であり、その内容でそのまま直ちに大阪府として有効な対策が実施できるとは限らないが、地域の実情に応じた取り組みを模索し、一定の成果を上げている点は大阪府としても見習っていくべきである。

（犯罪被害者支援の取り組み）

何の落ち度もない人が、ある日突然事故や犯罪に巻き込まれるリスクは誰にも存在しているが、このようなことで被害者や家族が希望を失い、社会での活躍の機会を奪われてしまうことは当事者だけの問題ではなく、社会にとっても大きな損失であり、行政として何らかの手立てを講じる大きな意義がある。

また、マスコミ報道等によって2次的被害を拡大させている現状に対しては、大阪府として現時点で有効な対策を講じておらず、この点も大きな課題となっている。

山形県や宮城県の取り組みについて説明を聴取する中で、大阪府として犯罪被害者支援の取り組みが大きく立ち遅れている現状を改めて認識することができた。

令和元年に犯罪被害者支援条例が制定されたばかりの大阪府において、今後は条例に基づく取り組みがしっかりとされていくよう、議会としてもしっかり取り組んでいきたい。

（東日本大震災及び令和元年台風第19号に係る災害対応）

東日本大震災で最も大きな被害を受け、復興・普及対策の中心的な役割を担った国土交通省東北地方整備局を訪問し、当時の担当者から直接話を聞いたが、本丸に乗り込んだのはインパクトが非常に大きかった。

東日本大震災では、負傷者を搬送し、救援物資を輸送するルートの確保が、まず第一に重要だったということである。大阪府でも、災害用の基幹道路の指定がなされているが、東北諸県とは比較にならない程の建物や構造物等があらわれる大阪府では、津波被害でどれだけ基幹道路の通行が確保されるのか、まずはその1点から疑問を感じた。

「備えたことしか役に立たないが、備えただけでは不十分で、備えて超越することが重要」という担当者の言葉は非常に重い。有事の際に、どれだけフリーハンドの対応余力を

残せるか、この点が非常に重要であることが認識できた。

どのような体制の構築を進めて行くべきか、簡単に答えの出る問題ではないが、今後も考えていきたい。



(仙台合同庁舎前にて)